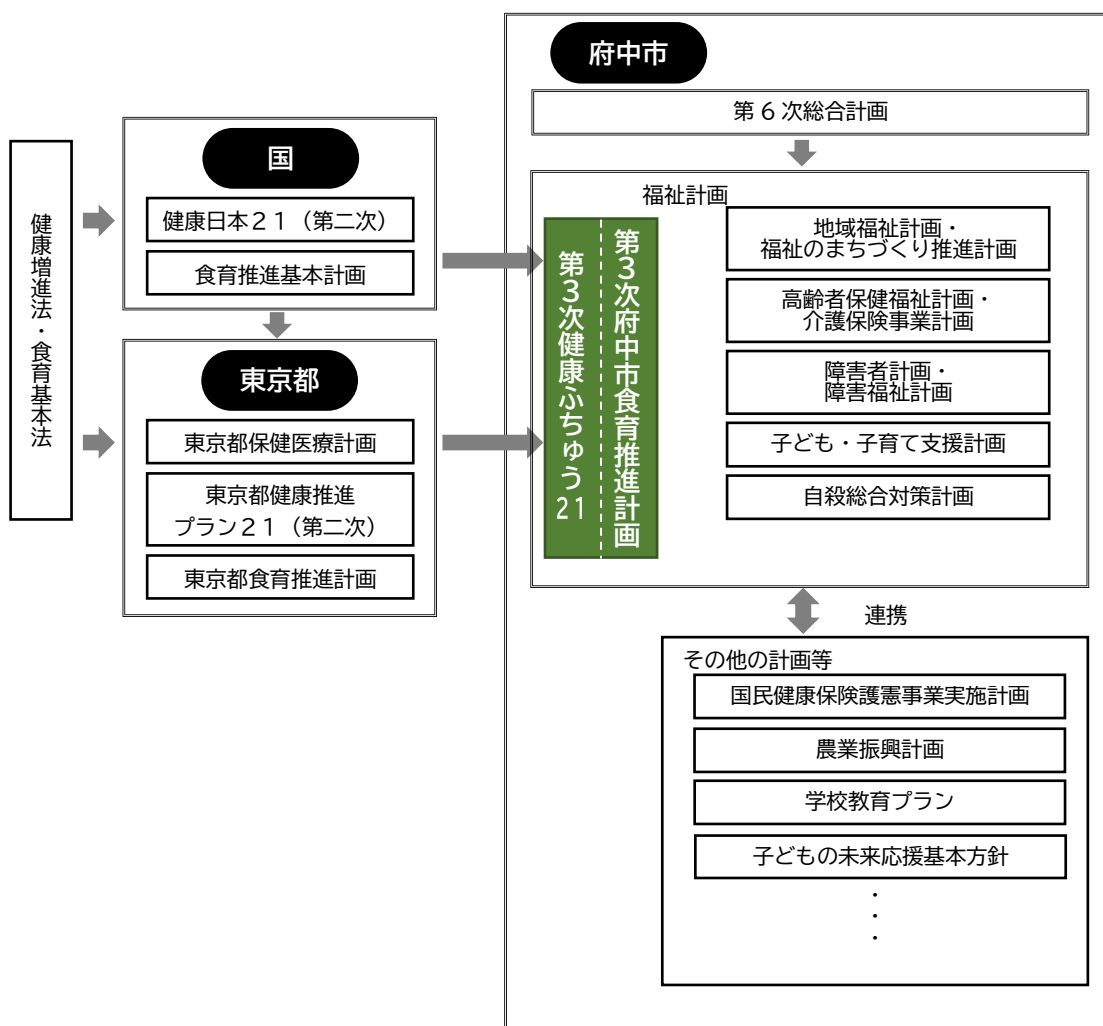


第3次健康ふちゅう21及び府中市食育推進計画の位置付けと計画期間

計画の位置付け

第3次健康ふちゅう21は、健康増進法第8条第2項に規定される市町村健康増進計画として、第3次府中市食育推進計画は、食育基本法第18条に規定される市町村食育推進計画として位置付けています。

本市の総合計画をはじめ、福祉計画が横断的につないでいる関連計画（地域福祉計画・地域のまちづくり推進計画等）、その他の計画との整合・連携を図ります。



計画の期間

第3次健康ふちゅう21及び第3次府中市食育推進計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画期間とします。目標の達成状況や社会情勢の変化などに応じて見直しを行い、効果的な施策を展開していきます。

	計画名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国	健康日本21（第二次）	平成25年度～											
	食育推進基本計画												
都	東京都健康推進プラン21（第二次）	平成25年度～											
	東京都食育推進計画												
市	総合計画					後期基本計画							
	福祉計画	(6年)											
	地域福祉計画	(6年)											
	福祉のまちづくり推進計画	(6年)											
	高齢者保健福祉計画	(3年)			(3年)								
	介護保険事業計画	(3年)			(3年)								
	障害者計画	(6年)											
	障害福祉計画	(3年)			(3年)								
	子ども・子育て支援計画	(5年)											
	自殺総合対策計画					(5年)							
	健康ふちゅう21	(6年)						(6年)					
	食育推進計画	(6年)						(6年)					